

著作権法改正の動き

岡村 久道 ●弁護士：国立情報学研究所客員教授

「ダウンロード違法化」「ネットでの著作物利用円滑化」法案成立へ 「補償金制度見直し」「iPod 課金」「保護期間延長」は改正見送り

2009年の通常国会に提出された 著作権法改正案の概要

2008年には、障害のある児童・生徒のために著作権法が改正されたが（同年法律第81号）、翌2009年の通常国会には、障害者の情報利用の機会の確保を目的とする改正と並んで、いわゆる海賊版ダウンロード違法化条項案、インターネットによる著作物利用円滑化のための条項案が含まれた同法改正案が提出されている。

以下では、ネット関連の箇所を中心に、この改正案を解説し、残された課題について検討する。

海賊版ダウンロード違法化条項

現行の著作権法では、無許諾で著作物をウェブやファイル交換ソフトなどで公衆に送信（送信可能化を含む）した者には、著作権（公衆送信権）侵害が成立する。

これに対し、受信者側には著作権侵害が成立しないと考えられてきた。海賊版のダウンロードは複製に該当するが、現行制度では、私的使用の目的の無許諾での複製を許容する同法30条1項に該当するからである。

今回の改正案は、ネット上に蔓延する海賊版の流通を抑止するため、私的使用の目的であっても、その例外として、著作権侵害のインタラクティブ送信（自動公衆送信）をダウンロード（受信）して行うデジタル方式の録音録画（複製の一種）を、その事実を知りながら行う場合には、著作権侵害の成立を認めるものである。ただし罰則の対象とされていない。

録音録画に限った理由について、著作権審議会報告書は、ファイル交換ソフトによる違法配信からの録音録画は送信者側の特定等が困難であり、送信者側への対処だけでは不十分だからであると説明している。

この違法化条項に対し、法案の検討段階で、違法複製物か不明確であることなどに起因して不安を示す声が、ユーザー側から寄せられた。これに対し、同報告書は、政府・権利者による法改正内容の周知徹底、「識別マーク」の推進等により対処するとした。これらの対処方法による実効性の有無を、今後注意深く見守る必要がある。

なお、インターネット販売などで海賊版と知ったうえで販売を申し出る行為も権利侵害とされた。こちらは罰則の対象となっている。

インターネットによる 著作物利用円滑化のための条項

以上のようにネットにおける海賊版対策が強化される一方で、米国などに比べて遅れ気味のネットにおける著作物利用の円滑化を図るためのものとして、無許諾で著作物を適法利用できるための新たな条項案も盛り込まれている。

まず、送信の障害の防止等のための複製を認める条項が設けられた。アクセスが集中するサーバーの負荷分散を目的として別のサーバーになされる蓄積、コンテンツの滅失・毀損に備えた復旧用の蓄積等を対象としている。システムキャッシュの際の蓄積のように、通信の円滑化・効率化のための複製を認める条項も設けられた。

さらに、検索サービスを実施するための複製（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）、情報解析研究化のための複製等、ネット通販での美術著作物や写真著作物の掲載を可能にするための複製等（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）に関する条項案も盛り込まれている。

ほかにも、過去の番組をネットで二次利用する際に権利者が所在不明である場合の利用、国立国会図書館における所蔵資料の電子化に関する条項案が入れられている。

改正が見送りになった点1 ～補償金制度の見直し

今回の改正案では、いくつかの点について、関係者の合意が整わず、立法化が見送りとなった。今後における改正の動向を占ううえで重要であるから、以下、あわせて説明しておきたい。

まず、私的録音録画補償金制度の見直しについて議論が進められてきた。本制度は、権利者が少額課金を直接回収することが困難なことから、デジタル方式の私的録

音・録画機などの価格に、メーカーが権利者への補償金を上乗せしてユーザーから徴収し、これを指定管理団体が受け取って権利者に分配するという仕組みである。

しかし、本制度に対して従来批判が強い。管理団体に未加入の権利者が分配を受けられないこと、購入時には将来録音録画すべき著作物が未定であること、他人の著作物を録音録画しないユーザーが返金請求できる制度になっても実際上は費用倒れとなるので不可能に近いこと、タイムシフト録画のように権利者に与える経済的不利益がない、または少ないものも補償金の対象となっていることなど、問題が山積みだからである。

まして、音楽や映像のネット配信事業のように、本制度に頼らなくても、ユーザーに直接課金して回収することが容易なものも増加している。同時に、コピープロテクトなど著作権管理技術により、現在では権利者の利益を確保できる状況にもなっている。むしろ、コピープロテクトを掛けながら、補償金を徴収することは、不合理な二重課金という批判を免れない。

このような見地から本制度の縮小・廃止が検討されてきたが、議論が煮詰まっておらず、今回の改正に入れることは見送られた。他方、「ダビング10」などとの関係で、地デジ録画機が補償金の対象となるか、録画機メーカーが疑問を呈しており、新たな議論を呼んでいる。

改正が見送りになった点2

～iPod 課金問題

その一方、現在は私的録音録画補償金の対象外となっている携帯音楽プレーヤーを、新たに補償金の対象とすべきかどうかについても議論されてきた。いわゆるiPod課金問題である。しかし、すでに述べたように、この補償金制度そのものに対して議論があることから、関係者の合意が整わず、この点の立法化も見送りとなった。

改正が見送りになった点3

～保護期間の延長

著作権保護期間の延長に向けた改正論も議論された。賛成論は、延長は新たな創作意欲を高めること、国際的調和を主要な理由としている。さらには「遺族の生存中に保護期間が切れるのは寂しい」とする意見まで、関係者の一部から主張されている。

しかし、すでに創作済みの作品を期間延長しても創作意欲は高まらず無意味であること、今後の創作についても、長すぎる保護期間は先人の偉業の利用を困難にする

ので、かえって文化の発展を妨げること、供給される膨大な作品の大多数は、現状ですら死蔵されており、むしろ人類共有の遺産として広く利用される機会を設けるほうが有意義であることなどを理由に、延長反対論も根強いことから、延長についても先送りとなった。

今後の立法的な検討課題

～フェアユース条項の導入論

わが国の著作権法は、著作物を自由に利用できる場合を個別列挙している。今回の改正案ではネットでの著作物利用の円滑化に向けて、上記列挙事項の増加によって対応を図ろうとした。しかし、それで本当に十分といえるか、評価が分かれている。今後における急速な技術の進展や社会の変化への適正な対応という観点から、むしろ米国の「フェアユース（公正使用）条項」のような一般条項を導入すべきではないかという点が、内閣官房の知財戦略本部で検討されている。とかく「強すぎる著作権」と揶揄されることの多いわが国の著作権法。今後、活発な議論がなされることを期待したい。

その他の問題

米国のグーグル社が運営する「ブック検索」をめぐる米国での集団訴訟が、ベルヌ条約を媒介として日本にも及ぶことが明らかにされ、波紋を投げかけているなど、著作権関係については法改正以外にも問題となる点は多い。

おわりに

著作権法は、技術の発展など新たな事態に対処することを目的として、これまで長年にわたり数え切れない数の改正を重ねてきた。

そうした改正の大部分について、必要性は認められるとしても、度重なる部分改正の結果として、現在の法文が技巧的で不自然な「つぎはぎ状態」となっている。そのため、法律の専門家であっても、内容を理解することが容易でない難解な法律へと成り果てている。今回の改正案も、それを加速するものにほかならない。

しかし、インターネットの発展により、誰でも著作物の利用者であるのと同時に、誰でも著作者となりうる時代が到来していることは、否定できない事実であろう。

そのことを考えるとき、“一億総ネット社会”にふさわしい、誰でも簡単に理解できる内容へと進化するための全面改正に向けた検討作業を行うことこそが、現在、最も重要な急務であるように思われてならない。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp